

＝令和6年度 秩父市住宅・店舗等リフォーム資金助成金の申請について＝

**提出書類**

**(1) 秩父市住宅・店舗等リフォーム資金助成金交付申請書**

- ・申請者の住所、氏名、電話番号(自宅・携帯)を記入してください。
  - ・施工業者は、市に登録している市内施工業者を記入してください。(業者に確認ください。)
  - ・工事内容・予定工事金額(見積金額)・予定工事期間を記入してください。
- ※予定工事金額(見積金額)は消費税を除いた金額を記入してください。

**(2) 工事見積書の写し**

**(3) 工事前の現場写真**

- ・工事後の写真(完了報告書に添付)と比較しますので、周辺の状況がわかるよう撮影し、台紙に貼付してください。(台紙が不足の場合はコピーしてお使いください。)

《対象者》

- ① 市内にリフォームを行う住宅・店舗・事務所を有する方で市税等の未納がないこと
- ② 対象工事について、市で実施している他の助成・補助等を受けていないこと
- ③ 過去に当事業の助成を受けていない、または平成30年度以前に助成を受けた方

《対象工事》

- ① 対象者が有する居住用住宅・店舗・事務所の修繕・補修増築などの工事であること
  - ② 市に登録している施工業者に依頼して行うリフォーム工事等であること
  - ③ 着工前のリフォーム工事等であること
- ◇ 新築工事等は対象外です

《助成金額》

20万円以上(消費税を除く)の工事に対し、工事費の10%(上限15万円・千円未満切捨て)

※申請後、工事金額に増額があっても、助成金額は変更できません。

また、完了時に見積り額を下回っている場合、助成金額は減額変更になりますのでご注意ください。

《申請受付》

受付日時：令和6年5月13日(月)～5月24日(金) 平日9:00～17:00

受付場所：産業支援課(歴史文化伝承館3階)・吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

- 申請は先着順ではないので、並ぶ必要はありません  
(申請受付は本人またはご家族の方に限ります。代理の場合には委任状をお持ちください。)
- 必ず工事前に申請ください。工事着工後の申請は受け付けできません。

《お知らせ》

- 受付期間終了時において助成金額が予算の範囲内であれば、申請者全員に交付決定通知書を6月7日(金)を目途に郵送します。
- 受付期間終了時において助成金額が予算を上回った場合には、公開抽選を行い、当選者には交付決定通知書を6月14日(金)に発送します。  
(公開抽選の場合は6月4日(火)午後13時30分から本庁舎4階 第3委員会室で行います。)
- 工事の着工は申請後、交付決定通知書が届いてからとなりますのでご注意ください。

【問い合わせ】

秩父市役所 産業観光部 産業支援課(歴史文化伝承館3階)  
Tel 25-5208(直通)